

議案第 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年(2023年) 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市は、次のとおり市の施設の管理の瑕疵による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和4年(2022年)8月24日午後1時15分頃、宝塚市営火葬場において、同火葬場を訪れた相手方が送迎バスから降りたところ、足元に敷かれていた足ふきマットの管理が不十分であったため、同足ふきマットが滑ったことにより転倒し、右足首の関節を骨折した。

この事故は、市の施設の管理の瑕疵によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金1,364,350円

3 賠償の相手方

[Redacted]

[Redacted]

議案第 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 損害賠償の対象	
治療費	264,668円
交通費	20,610円
慰謝料	1,079,072円
合計	1,364,350円
(2) 過失による市の負担割合	100%
(3) 市の相手方に対する賠償金額	1,364,350円

市営火葬場転倒事故の概要について

1. 事故概要

【発生日時】 令和4年8月 24 日 午後 1 時15分頃

【発生場所】 宝塚市川面字長尾山15番地の423 宝塚市営火葬場内

【発生状況】 収骨のため、市営火葬場を訪れ、送迎バスから降りた際、前日からの降雨により床と足ふきマットの間に浸水があったことで、同マットが床の大理石を滑って動いたことにより、バランスを崩して転倒し、右足首の関節を骨折した。

(事故の相手方) 女性(当時82歳、市外在住)

(事故図)



2. 対応経過

R4.8.24 事故発生。相手方がタクシーで病院に搬送

R4.8.25 現場確認の上、滑り防止のため応急処置

R4.8.26 相手方の家族から、25日に宝塚第一病院で手術をし、同病院で入院中であることを確認

R4.9.9 市加入の保険会社が現場調査立ち会い。裏が濡れたマットは滑りやすく、市の管理責任が認められることから、治療にかかる費用は賠償保障保険の対象となることを保険会社から確認

R4.11.10 事故が発生した床の大理石に滑り防止加工を実施

【この間、定期的に治療の経過等を相手方に確認】

R5.5.15 相手方より治療完了した旨の連絡と、治療に要した費用の提示あり

R5.6.29 市担当者が相手方を訪問し、保険の認定対象額にて損害賠償額を提示

R5.7.6 相手方より提示額にて示談する旨意思表示あり

R5.8.1 相手方と示談書取り交わし

3. 事故防止策

同様の事故が起きないように、屋外のマツを撤去するとともに、大理石自体に滑り防止加工を施した。

【滑り防止加工】

・施工中



・施工後

